札幌市告示第1379号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年7月1日

札幌市長　秋元　克広

記

1　指定管理者の名称
　コウフ・フィールド株式会社北海道支店

2　管理を行わせる施設の名称及び所在地
　札幌市新琴似スポーツ広場（札幌市北区新琴似町）

3　管理を行わせる期間
　令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

4　管理業務の範囲
⑴　統括管理運営業務
⑵　施設・設備等の維持管理に関する業務
⑶　事業の計画及び実施に関する業務
⑷　施設の利用等に関する業務
⑸　上記業務に付随する業務

5　利用料金に関する事項
　地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。